

山梨県高効率化省エネ設備導入支援事業費補助金実施要領

山梨県高効率化省エネ設備導入支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、「山梨県補助金等交付規則」、「山梨県高効率化省エネ設備導入支援事業費補助金交付要綱」に定めるもののほか、「山梨県高効率化省エネ設備導入支援事業費補助金実施要領」（以下「本要領」という。）の定めるところにより、予算の範囲内で実施するものとする。

1 補助事業の概要

本事業では、二酸化炭素の排出削減による地球環境の保全及び改善並びに山梨県地球温暖化対策実行計画（令和 5 年 3 月改定）に基づく温室効果ガス排出量削減目標を達成するため、県内に事業所を有する事業者が実施する省エネルギー性能の高い機器及び設備の設置又は更新に要する経費の一部を補助する。

(1) 補助対象者について

補助金の対象者（以下「補助対象者」という。）は、山梨県内に所在する事業所において事業を実施する法人及び個人事業主のうち、次の全てに該当する者とする。

- (1) 山梨県第三者所有モデルによる再エネ設備導入支援事業費補助金の交付を受けたPPA事業者との間で、オンサイトPPAモデル又はリースモデルにより太陽光発電設備を設置した需要家。ただし、別途協議の上、知事の承認を得た場合はこの限りでない。
- (2) 一般財団法人省エネルギーセンター等が実施する省エネ最適化診断を受診した事業所であること。
- (3) 山梨県の県税の滞納がないこと。
- (4) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条 第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員 をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
 - エ 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるもの(以下この号において「人格のない 社団等」という。)を含む。)であって、その役員(人格のない社団等の代表者又は管理人を含む。)のうちに暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者があるもの
 - オ 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者がその事業活動を支配する者
 - カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たりその相手方が上記アからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者
- (5) 直近 2 箇年の決算にて、債務超過でないこと

(2) 補助対象事業所について

補助対象となる事業所（以下、「補助対象事業所」という。）においては、導入する設備（以下、「補助対象設備」という。）の運用にあたり、次の全ての条件を満たす必要がある。

- (ア) 補助対象設備を使用する補助対象事業所が、県内に所在していること。
- (イ) 補助対象設備は、設備の全てを指定した補助対象事業所の敷地内で使用すること。

- (ウ) 補助対象設備は、補助対象事業所の事業活動のためにのみ使用すること（従業員の居住区画等、直接に事業活動と関連しない用途のものは補助対象外）。
- (エ) 補助対象事業所では、補助対象設備をその法定耐用年数の間、申請者自らが継続して使用すること。
- (オ) 省エネルギー診断等（一般財団法人省エネルギーセンターが実施する省エネ最適化診断その他の診断に要する費用に国の補助金が充当されている省エネルギー診断をいう。）を受診した事業所であること。

(3) 補助率

補助率：1／2以内

補助額：1事業所当たり、1,000万円を上限とする。

※本事業で導入する設備については、国や国の交付金等を活用して市町村が実施する他の補助制度と併用して交付を受けないこと。

※補助金の支払いは、原則として事業終了後である。

※補助対象経費は、消費税及び地方消費税は対象外とし、算定した額に千円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てることとする。

(4) 補助対象設備の条件

補助対象となる設備は、県内の補助対象事業所に設置し、下記表に記載した補助の条件を満たす設備とする。

補助対象設備	種別及び補助の条件
①高効率 空調機器	【高効率空調機器：a を満たすこと】 a 従来の空調機器等に対して30%以上省CO₂ 効果が得られるもの。
②高効率 照明機器	【高効率照明機器：b及びc を満たすこと】 b 調光制御機能を有するLEDに限る。（ただし、地域防災計画により災害時に避難施設等として位置づけられた公共施設の照明、再エネ一体型屋外照明の場合はこの限りではない） c 以下の固有エネルギー消費効率（lm/W）の基準値を満たすこと。 光源色が昼光色・昼白色・白色：100 以上 光源色が温白色・電球色：50 以上
③高効率 給湯機器	【高効率給湯機器：d を満たすこと】 d 従来の給湯機器等に対して 30%以上省 CO₂ 効果が得られるもの。
④共 通	・未使用品であること ・費用効率性が 25 万円/ t-CO₂ 以内であること ・Jクレジット制度へ登録しないこと

(5) 補助対象経費

補助金の対象となる経費の具体的な内容は、以下に定めるとおりとする。原則、交付決定以後に工事着工及び締結された契約に係るものに限る。

区分	費目	細分	内容
工事費	本工事費 (直接工事費)	材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価（建設物価調査会編）、積算資料（経済調査会編）等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価とする。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を参考として、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価とする。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ①特許権使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用）、 ②水道、光熱、電力料（事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料） ③機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。）） ④負担金（事業を行うために必要な経費を契約、協定等に基づき負担する経費、系統を用いて供給する事業の場合は送配電事業者の有する系統への電源線、遮断機、計量器、系統設備に対する工事費負担金（1.35万円/kWを上限とする。））
	(間接工事費)	共通仮設費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、次の費用をいう。 ①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用 ②準備、後片付け整地等に要する費用 ③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用 ④技術管理に要する費用 ⑤交通の管理、安全施設に要する費用

		現 場 管 理 費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、 労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費 その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に 決定する。
		一般管理 費	事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利 費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、 類似の事業を参考に決定する。
	付帯工事費		本工事費に付随する直接必要な工事（交付要件に 定める柵塀に係る工事を含む。）に要する必要最 小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準 じて算定すること。
	機械器具費		事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用そ の他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、 撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。
	測量及試験費		事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設 計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費を いう。また、地方公共団体が直接、調査、測量、 基本設計、実施設計、工事監理及び試験を行う場 合において、これに要する材料費、労務費、労務 者保険料等の費用をいい、請負又は委託により調 査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試 験を施工する場合においては請負費又は委託料 の費用をいう。
設備費	設備費		事業を行うために直接必要な設備及び機器の購 入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する 経費をいう。
業務費	業務費		事業を行うために直接必要な機器、設備又はシス テム等に係る調査、設計、製作、試験及び検証に 要する経費をいう。事業を行うために直接必要な 需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料を含 むものとする

(6) 補助対象期間について

補助対象期間は、原則として補助金の交付決定を受けた日から最長で、県ウェブサイトに掲載する実績報告書の提出期限日（令和9年2月10日）までとする。

補助対象期間内に事業の契約を行い、補助対象設備の設置に係る手続や必要経費の支払い等を全て完了した上で、事業完了後から1か月以内に実績報告書を提出する必要がある。

(7) 補助対象とならない経費等

補助対象経費に自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事等を含む。）がある場合は、次の方法により利益等を排除する必要がある。

補助事業における利益等排除の対象及び方法について
1. 利益等排除の対象となる調達先（工事請負業者、工事施工業者又は設備製造業者） 補助事業者が以下(1)～(3)の関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、利益等排除の対象とする。 (1) 補助事業者自身 (2) 100%同一の資本に属するグループ企業 (3) 補助事業者の関係会社（上記(2)を除く） 利益等排除の対象範囲においては、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社を用いる。
2. 利益等排除の方法 (1) 補助事業者の自社調達の場合 原価をもって補助対象額とする。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいう。 (2) 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合 取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。 (3) 補助事業者の関係会社（上記(2)を除く）からの調達の場合 取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。 「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明するとともに、その根拠となる資料も提出すること。

2 補助金交付申請手続き等

(1) 申請受付期間

令和8年8月3日（月）から令和8年11月27日（金）（必着）まで

- ※1 申請書類に不足があると審査を行うことができないので、不備のないよう十分ご注意ください。
- ※2 申請受付期間前に、提出先に提出された申請書（郵送の場合は、提出先に到着した申請書）は受理いたしませんのでご注意ください。

(2) 申請方法

① 申請書類の入手先

山梨県庁ウェブサイトからダウンロードすること。

https://www.pref.yamanashi.jp/chiiki-ene/kankyohojo/2026koukouritu_shoene.html

② 提出部数

1部

③ 提出方法

持参又は郵送

- ※ 簡易書留やレターパックなど郵便物の追跡ができる方法で郵送すること（裏面には差出人の住所・氏名を必ず記入すること）。
- ※ 郵便料金は申請者の負担となる。
- ※ 郵送の場合、「6 お問い合わせ先」に申請書を郵送した旨の電話連絡をすること。

④ 提出先

山梨県 森林環境部 地域エネルギー推進室

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号

- ※ 提出書類は原則として返却しないため、提出書類一式は全てコピーを控え、事業完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管すること。
ただし、補助対象設備が処分制限財産（交付要綱第16条第2項で規定する「補助事業により取得し、又は効用の増加した、取得財産等のうち、取得価格が単価50万円を超える器具その他の財産」、以下同じ。）に該当し、かつ処分制限期間（交付要綱第16条第2項で規定する「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数の期間」、以下同じ。）が5年を超える場合は、その処分制限期間の間は財産管理台帳その他関係書類を保管すること。

(3) 提出書類 ※提出書類の右上に下記番号（１～１８）をご記入ください。

番号	提出書類	
1	補助金交付申請書	様式第 1 号
2	補助事業計画書	添付様式第 1－1 号
3	提出書類チェックリスト（交付申請書）	添付様式第 1－2 号
4	誓約書	添付様式第 2 号
5	役員名簿	添付様式第 2－1 号
6	省エネ設備の比較整理表及び省エネ診断の結果を添付	添付様式第 3 号
7	事業者の事業概要がわかる資料	その他添付書類
8	（法人の場合）履歴事項全部証明書（発行から 3 か月以内のもの、原本）	その他添付書類
9	（法人の場合）損益計算書、貸借対照表（直近 2 カ年分）	その他添付書類
10	（個人事業主の場合）青色申告者であることを証明する書類（写し）直近 1 カ年分	その他添付書類
11	（個人事業主の場合）本人確認書類（運転免許証（両面）又はマイナンバーカード（両面）の写しなど、いずれか 1 つ）	その他添付書類
12	納税証明書（山梨県税に滞納がないことの証明書）（原本） ※県税事務所で発行されるもの。個人事業主の場合は、市町村役場（個人県民税）で発行されるものも必要 ※課税がない等の理由により滞納額がないことの納税証明書が交付されない場合はその旨を記した書面（任意様式）	その他添付書類
13	補助対象設備の要件を満たしていることがわかる、次のいずれかの書類 ① 導入機器がSIIに登録されている場合は、登録型番等が記載されたWebページ ② メーカーが発行するカタログ等によって、補助対象設備の要件（省エネ基準達成等）を満たしていることがわかる資料（ただし、LED照明器具へ更新する場合は添付不要） ※該当する箇所にマーカ等により明示すること。	その他添付書類
14	既存設備に関する次の A～C の書類 A 既存設備の仕様がわかる資料 ※メーカー・機種名・形式・性能等を明記した箇所を、マーカ等により明示すること。 ※照明設備の更新の場合であって、既存設備が蛍光灯や水銀灯等（LED を除く）である場合には、添付不要。 B 既存設備設置場所の配置図及び平面図 ※設備の配置場所をマーカ等により明示し、設備を識別できるよう、型番等を記載すること。 ※既存設備の設置場所と導入予定設備の設置場所が異なる場合、導入予定箇所にもマーカ等により設置位置を明示し、新旧で設置箇所の比較を可能とすること。同じ場所への設置の場合は不要。 C カラー写真（以下①～④全て） ①補助対象事業所の外観（敷地入口から撮影した全景、1 枚以上） ②設置エリア（設置場所付近の様子がわかること、原則各設備 1 台につき 1 枚、ただし画面内に収まれば複数台をまとめて 1 枚とすることも可。） ③設備の全体（各設備 1 台につき 1 枚、ただし同一の型番の照明設備は型番毎に 1 枚）	その他添付書類

番号	提出書類	
	④メーカー及び型番がわかる銘板等（各設備１台につき１枚、エアコンの場合は室内機及び室外機、ただし同一の型番の照明設備は型番毎に１枚） ※令和８年８月１日以降に撮影したもの（現況確認のため） ※設置場所が複数ある場合、配置図と写真が照合できるよう室名の記載や通し番号の符番等、適宜注釈を付けること。 ※写真②～④については、実績報告の際、更新設備について同様の写真を提出する必要がある。	
１５	導入機器の設置工事費等の経費明細が記載された見積書の写し	その他添付書類
１６	導入設備の仕様がわかるカタログや仕様書等（機器のメーカー名、機種名、型式、性能等の仕様が確認できるもの） ※導入予定の設備の設置場所について、配置図にマーカー等で示すこと。	その他添付書類
１７	補助対象事業所の建物の全部事項証明書（発行から３か月以内のもの、原本）	その他添付書類
１８	賃貸借契約書（全ページ）の写し、設備設置等承諾書（添付様式第４号）、補助対象設備の設置場所についての契約更新等の確約書（添付様式第５号） ※補助対象者と補助対象設備を設置する建物又は土地の所有者が異なる場合のみ ※承諾書（添付様式第４号）及び確約書（添付様式第５号）は、法定耐用年数を満たす期間であること。	添付様式第４号 添付様式第５号

※１ 本人確認書類や確定申告書などでマイナンバーが記載してある場合は、黒く塗りつぶすなどマスキングして、読み取れないようにすること。

※２ 見積書については、次の（１）～（３）に注意すること。

（１）見積書は、次の条件を全て満たすものである必要がある。

①補助対象事業所ごとに分けて作成すること。

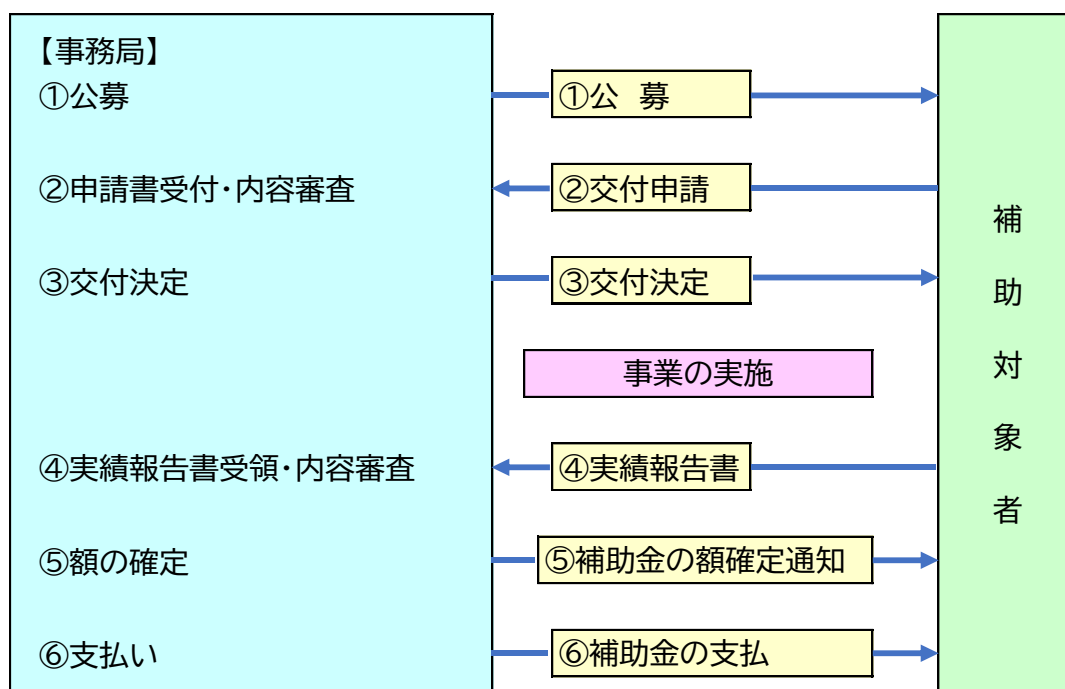
②補助対象経費を税抜で表示すること。

※各経費は、その内訳を明らかにした見積書を作成すること。

（２）見積書に記載されている費用について、費用の一部が補助対象として認められない場合は、補助対象外経費を除外して交付決定を行う。

（３）補助事業に関して疑義が生じた場合や実地検査等においては、申請者に説明義務が生じます。見積書に記載された機器の能力、工事の内容など、見積書を徴取した設備業者から十分に説明を受けた上で申請すること。

(参考)申請から補助金交付までの流れ



3 審査、交付決定等について

(1) 審査、交付決定について

申請書については、提出先へ提出された日の早い順に、受け付けた補助金交付申請書及び添付書類の確認を行い、提出書類に不備がないことなどを確認した申請書から審査する。

審査は提出書類をもとに行ない、補助条件の適合性、事業計画の妥当性、CO2 排出量の削減効果などの審査を行うが、審査に当たって、事業計画に対して過度な経費が見込まれているとき、価格の妥当性について十分な根拠が示されない経費があるとき、省エネルギー効果が十分に認められないとき、その他本事業の目的や事業計画に対して不適当と考えられる経費が含まれているときなどは、補助額を減額して交付するか、または交付決定を行わない（不採択）とする場合がある。

なお、予算額を超過する申請があった場合は、「CO2 排出量の削減効果」の高い申請を優先とし、予算の範囲内で交付決定を行う。

(2) 交付決定後の事業内容の変更について

審査を経て交付決定された補助事業の内容を変更する必要がある場合は、あらかじめ変更承認申請書（様式第3号）に変更の理由、変更の内容等、必要事項を記入の上、山梨県地域エネルギー推進室へメールにて事前に提出すること。内容を確認の上、今後の手続を案内する。

（例：補助対象期間の延長、機器型番の変更など）

（メールアドレス：chiiki-ene@pref.yamanashi.lg.jp）

なお、変更承認申請がない場合で、実績報告書時に計画が異なる事実が判明した場合は、補助金を支払えない場合があります。

4 事業の完了及び補助金の支払い

(1) 実績報告書の提出

補助事業（契約・発注、工事、検査、工事代金の支払いなど、全ての手続き）を完了した日から起算して1か月を経過した日、又は令和9年2月10日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第6号）に関係書類等を添えて提出すること。ただし、事前着手し、交付決定日以前に補助事業が完了している場合は、交付決定日から起算して1か月以内に実績報告書を提出すること。

※本補助金支出事務の円滑・確実な実施を図るため、必要に応じて、事業実施状況に関する調査、報告又は是正のための措置を求めることがある。

① 実績報告書類の入手先

山梨県庁ウェブサイトからダウンロードすること。

https://www.pref.yamanashi.jp/chiiki-ene/kankyo-hojo/2026koukouritu_shoene.html

② 提出部数

1部

③ 提出方法

持参又は郵送

※ 簡易書留やレターパックなど郵便物の追跡ができる方法で郵送すること（裏面には差出人の住所・氏名を必ず記入すること）。

※ 郵便料金は申請者の負担となる。

※ 郵送の場合、「6 お問い合わせ先」に実績報告書を郵送した旨の電話連絡をすること。

④ 提出方法

山梨県 森林環境部 地域エネルギー推進室

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号

※ 提出書類は原則として返却しないため、提出書類一式は全てコピーを控え、事業完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管すること。

※ ただし、補助対象設備が処分制限財産（交付要綱第16条第2項で規定する「補助事業により取得し、又は効用の増加した、取得財産等のうち、取得価格が単価50万円を超える器具その他の財産」、以下同じ。）に該当し、かつ処分制限期間（交付要綱第16条第2項で規定する「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数の期間」、以下同じ。）が5年を超える場合は、その処分

制限期間の間は財産管理台帳その他関係書類を保管すること。

※ 審査において、施工写真など、追加で資料を求めることがある。

(2) 提出書類

番号	提出書類	
1	実績報告書	様式第6号
2	実績内訳書	添付様式第6-1号
3	提出書類チェックリスト（実績報告書）	添付様式第6-2号
4	設置した設備の配置図及び平面図 ※交付申請時の配置図等と比較が可能になっていること	その他添付書類
5	写真 ①設置場所のカラー写真（申請時と同一アングルで、施工前、施工後の写真） ②更新（新設）を確認するための既存機器と導入機器の入替（または新設）の施工中のカラー写真 ※導入設備のメーカー及び型番が鮮明にわかる銘板の写真であること（施工後） ※設置場所が複数ある場合、配置図と写真が照合できるよう室名の記載や通し番号の符番等、適宜注釈を付けること（写真だけの送付は不可）	その他添付書類
6	固定（償却）資産台帳等 ○既存設備を除却したことがわかるもの ※固定資産台帳等が提出できない（または除却設備の記載がない）場合は、申請者以外が作成した、除却がわかる書類を提出すること ○新たに計上したことがわかるもの ※固定資産台帳等が提出できない場合は、取得財産管理台帳を作成し添付すること	その他添付書類
7	①発注書又は契約書、②納品書、③請求書の写し（①～③の全て） ※納品書は、工事等の内容がわかるよう見積書と同様の内容を記載すること	その他添付書類
8	補助対象設備が未使用品であることを証する書面	その他添付書類
9	領収書の写し又は銀行振込による支払いを証明する書類の写し	その他添付書類
10	申請者の預金通帳の写し（金融機関名、支店名、口座番号、預金者の名義がわかるもの） ※補助金の申請者名と同一名義（法人の場合は法人名義、個人事業主の場合は個人名義）の預金口座とする必要がある ※通帳の表紙はコピー不要	その他添付書類

(3) 補助金額の確定・支払い

実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

補助金の額の確定をした後、振込により補助金の支払を行う。

5 補助事業終了後

(1)財産の管理及び処分

補助事業対象者は、当該補助事業により取得し又は効用の増加した財産について、善良な管理者の注意をもって適切に管理すること。

施工において50万円（税抜）以上の工事を行う場合等、処分制限財産に該当する場合は、事業が完了し、補助金の支払いを受けた後であっても、処分制限期間（交付要綱第16条第2項で規定する「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数の期間」）内は、処分（補助事業目的以外での使用、貸付、譲渡、担保提供、廃棄等）が制限される。また、50万円（税抜）未満であっても、処分制限財産と同様に、耐用年数の期間は適切に使用、管理すること。

処分制限期間内に当該財産を処分する場合は、あらかじめ財産処分承認申請書（様式第8号）を提出し、承認を受けた後でなければ処分できない。また、承認の条件として、交付した補助金の全部または一部に相当する金額を返納していただくことがある。

なお、店舗や工場などの廃止または改装に伴い、本補助事業により導入した設備の使用を中断、移転等する場合についても、県へ報告すること。

(2)文書の保存

本申請に係る書類一式については、収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入支出等についての証拠書類を整備し、補助金の額が確定した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管すること。

一方、取得財産等の財産管理台帳その他関係書類については、処分制限期間を経過するまで保管してください。

(3)事業実施状況の検査

本事業終了後においても、現地調査や電話、メール等により、実施状況の聞き取り調査を実施する場合がある。

また、県や会計検査院が抜き打ちで実地検査に入ることがある。この検査により補助金の返還命令等の指示がなされた場合は、これに必ず従わなければならない。

(4)交付決定の取消等

事業終了後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、本補助金の交付決定を取り消すとともに、期限を定めて返金を指示する。これを納期日までに返金しなかったときは、申請事業者は、補助金の返金に加えて、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じた延滞金（補助金の額に年10.95%の割合で計算した額）を支払うことになる。

6 お問い合わせ先

■ 申請手続き全般に関するお問い合わせ

山梨県 森林環境部 地域エネルギー推進室

受付時間 9時～17時（土日・祝日、年末年始を除く）

電話番号 055-223-1503

電子メールアドレス

chiiki-ene@pref.yamanashi.lg.jp